

受託者の「権限」の意味と権限違反行為の 効果

佐久間 毅

目次

はじめに

I 信託法の規律の確認

1. 規定の概要
2. 受託者の行為の効力に関する規律と代理人の行為の効力に関する規律の比較

II 受託者の「権限」の意味

1. 受託者の行為の効力に関する規律の整理
 - (1) 受託者による信託財産に属する財産の売却
 - (2) 受託者による信託財産のための購入
2. 受託者の行為の効力発生構造
 - (1) 受託者による信託財産に属する財産の処分
 - (2) 受託者による財産の取得
 - (3) 受託者による債務の負担
3. 受託者の「権限」の意味 「権限」の義務的性格

III 受託者の「権限の意味」がもつ意味

1. 信託法27条における相手方の主観的要件の証明責任
2. 受託者の義務（とくに、忠実義務、善管注意義務）違反行為の効力
 - (1) 代理権と受託者の「権限」の比較 受託者の権限違反行為の性格
 - (2) 受託者の義務違反行為の扱い

IV 受託者の権限違反行為の効果にかかる若干の問題

1. 取消しの方法（取消し意思表示の相手方）
2. 転得者との関係

はじめに

平成18年の改正により、信託法に、受託者の「権限」という概念が導入された。本稿は、信託法のいう受託者の「権限」が信託財産をめぐる法律関係においてもつ意味と、権限違反行為にかかる規律の意味を検討する。

検討は、次の順に行う。

はじめに、信託法の規律の内容を確認する。

ついで、信託法において、受託者としての行為がどのような効果をもつか、その効果が生じる構造はどのようなものかを、検討する。そして、この検討を通して、受託者の「権限」が法律効果の発生にとってどのような意味をもつのかを、とりわけ代理人の権限の場合と対比しつつ、考察する。

この考察を踏まえて、受託者の権限違反行為の意味を検討する。これと関連して、とくに、受託者の義務違反（一般的忠実義務違反、善管注意義務違反）を理由とする行為の効力否定の可能性を考える。

このほかに、信託法27条の取消しに関連する各論的問題をいくつか取り上げる。具体的には、取消しのための相手方の主観的要件の証明責任の所在、取消し意思表示の相手方、転得者保護の問題である。証明責任の所在については受託者の「権限」および権限違反行為の意味を考察するなかで取り上げ、残る二つは最後にまとめて検討する。

I 信託法の規律の確認

1. 規定の概要

はじめに、本稿での検討の対象に関連する信託法の規律の内容を、ごく概括的に確認しておく。

まず、信託法26条が、受託者は「信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。」と定めている。

ついで、信託法27条が、権限違反行為は取り消されることがある旨を

定めている。また、信託法31条が対外的な利益相反行為の取消可能性を認めている。

そして、信託法21条1項5号～7号が、受託者の債務が信託財産責任負担債務となるかどうかを、これらの取消しの規律に関連づけている。

信託法27条および31条のほかには、受託者のした対外的行為の効力を否定する定めはない。

2. 受託者の行為の効力に関する規律と代理人の行為の効力に関する規律の比較

このような信託法の定めは、次のようにみえる。

すなわち、まず受託者の権限の範囲が客観的に定められ、受託者のする行為の効力はこの権限の有無によって変わる。権限のない行為は、取消しという方法により、効力が否定されうる。それに対し、権限のある行為は、それが受託者としての義務に反するものであっても、原則として効力を否定されない。ただし、利益相反行為の例外はある、というわけである。

この限りでは、代理において代理人であるとしてされた行為の場合と同様にみえる。代理においても、まず代理権の範囲が客観的に定められ、権限のない行為は無権代理行為として本人に対する効力が否定される。それに対して、権限のある行為は、それが本人との関係で義務に反するものであっても、原則として本人に対する効力を否定されない。ただし、自己取引や双方代理は、それ自体としては代理権の与えられた事項についても原則として無権代理となり、本人に対する効力がないとされている。また、代理権濫用の例外がある。

そうすると、受託者の行為の効力に関する規律は、代理人の行為の効力に関する規律と大枠で同じ構造になっており、特殊なものではないようにみえる。しかしながら、これと異なる見方も可能である。

II 受託者の「権限」の意味

1. 受託者の行為の効力に関する規律の整理

受託者の行為の効力に関する信託法の規律を、受託者による信託財産に属する財産の売却と信託財産のための購入を例に整理するならば、以下ようになる。

(1) 受託者による信託財産に属する財産の売却

まず、受託者の地位にある者がした信託財産に属する財産の売却の効力について、である。ここでは、次の簡単な例を用いる。

〔例1〕受託者の地位にあるTが、信託財産に属する財産(甲)につき、Gとの間で売買契約を締結した。

この〔例1〕では、GT間の契約締結により、売買の効果が生じる。すなわち、甲の所有権がTからGに移転し、TがGに対する代金債権を取得する。信託財産の変動に焦点を合わせれば、甲は信託財産でなくなり、代金債権が信託財産になる。こういった効果は、Tが契約を信託財産のためにする意思でしたかどうか、受託者としてこの契約をする権限を有していたかどうかに関わらず生じる。もっとも、Tに受託者としての権限がなかったときは、信託法27条1項または2項の要件が充たされれば、受益者BはGT間の契約を取り消すことができる⁽¹⁾。

以上より、次のようにいうことができる。すなわち、信託財産に属する財産の売買の場合には、契約の効力は、Tの受託者としての権限の有無に関わらず生じる。ただし、Tに権限がない場合には、取消しにより契約の効力が否定されうる。

(2) 受託者による信託財産のための購入

つぎに、受託者の地位にある者がした信託財産のための購入行為の効力について、次の簡単な例を用いて整理する。

〔例2〕受託者の地位にあるTが、Gとの間で、Gの有する財産(乙)の売買契約を締結した。

この〔例2〕では、G T間の契約締結により、売買の効果が生じる。すなわち、Tが乙を取得し、Gに対して代金債務を負う。こういった効果は、Tがこの売買契約を信託財産のためにする意思でしたかどうか、この契約をする権限を受託者として有したかどうかに関わりなく生じる。そのうえで、この売買が信託財産に影響を及ぼすのかが問題になる。

この売買が信託財産に影響を及ぼすかどうかは、まず、Tがこの売買を信託財産のためにする意思でしたかどうかによる。Tにこの意思がなければ、G T間の売買は信託財産に影響を及ぼさない⁽²⁾。

つぎに、Tが信託財産のためにする意思で契約をしていたときである。このときに、Tの取得した乙が信託財産となるかどうかは、Tの受託者としての権限の有無により分かれる。

すなわち、Tに権限があれば、乙は信託財産になる。

それに対し、Tに権限がなければ、乙が信託財産になるかどうかは、Tの代金債務が信託財産責任負担債務になるかどうかにより決まると思われる。すなわち、代金債務が信託財産責任負担債務になるときは、乙は信託財産になる。代金債務が信託財産責任負担債務にならないときは、乙は信託財産にならない⁽³⁾。

そこで、Tの代金債務が信託財産責任負担債務になるかどうか、である。これも、まずはTに権限があるかどうかで分かれる。

Tに権限があれば、代金債務は信託財産責任負担債務になる。

それに対して、Tに権限がなかった場合には、GがTの信託財産のためにする意思を知っていたかどうかで分かれる。GがTの意思を知っていたときには、ひとまず信託財産責任負担債務になる（ただし、Gの主観的態様次第で、契約の取消しがありうる）。これに対し、Gが信託のための取引と知らなかったときは、Tの代金債務は信託財産責任負担債務にならない。

2. 受託者の行為の効力発生構造

つぎに、こういった効力がどのようにして認められるに至るのかを、

受託者による信託財産に属する財産の処分，財産の取得，債務の負担に分けて，分析する。

(1) 受託者による信託財産に属する財産の処分

1) 二つの見方と，それぞれの基礎

まず，信託財産に属する財産の処分行為について，である。

ここでは，処分の効力，先の〔例1〕ではTからGへの甲の移転は，Tの受託者としての権限の有無に関わりなく生じる。ただ，Tに権限がない場合には，Gの主観的態様次第で，契約の取消しにより処分の効力が否定されることがある。これについては，次の二つの見方が可能である。⁽⁴⁾

一つは，GT間の契約は，Tの受託者としての処分権限の有無に関わらず当然に有効である。つまり，甲の所有権はGに移転し，甲は信託財産ではなくなる。ただ，Tが権限を有しない場合には，Gに一定の主観的悪性が認められるときに，信託財産の保護が特別に図られる，という見方である。

もう一つは，Tが権限を有しない場合には，GT間の売買の効果は信託財産たる甲に本来帰属しない。つまり，甲の所有権は本来Gに移転しない。ただ，Tは甲の所有者であり，所有者は制約のない処分権を有するのが原則であるため，この原則にそくしたGの信頼を特に保護することが適当である。そこで，一種の表見法理による保護として，Gへの所有権移転が認められる（したがって，甲は信託財産でなくなる）。もっとも，表見法理による保護は一定の主観的悪性の認められる者に認めるべきでない。そのため，Gの主観的態様次第で，本来的効果である信託財産への効果不帰属を実現するために契約の取消しが認められる，という見方である。

これら二つの見方の違いは，Tが甲につき有する権利をどのようにみるか，信託財産の独立性が受託者の任意処分権の制約にまで及ぶとみるかどうかによって由来する。第一の見方は，Tは所有者として処分の自由を有し，受託者としての権限は，元来，信託内部での制約にとどまるとみる

ものである。これに対し、第二の見方は、Tの甲についての所有権は甲が信託財産であることによって制約されたものであり、受託者としての権限はその権限の範囲でこの制約を解くものである、とみるものである。

これは、言うまでもなく、わが国において信託の構造をどのように理解するのが適当かという、伝統的に議論されてきた問題そのものである。本稿において、この問題についていずれの見方が適当であるかを説得的に根拠づけることができるわけではない。そのことを認めたいので、以下では第一の見方を前提として検討を進める。第一の見方を前提とするのは、次の二つの理由による。

一つは、第二の見方による法律構成は回りくどいと感じることである。

もう一つは、信託以外の方法では譲渡を禁じて所有権を移転することはできないのに、信託でならそれができるとするのはいかなるものか、と思うことである。もちろん、信託の場合には、信託財産の独立性と総称される一群の特殊な効果があり、これは、信託以外の方法では容易に作りだすことのできないものである。その特殊な効果は受託者の信託財産についての所有権の内容を制約するものであるから、信託でなら特殊な所有権を作り出すことができると考える余地は十分にある。しかしながら、そういった特殊な効果は法定されている限りでのみ認められるべきであり、法定されているとまでいえないものを解釈により認めることには違和感がある。

もっとも、いま述べたことが上述の二つの見方の優劣を判断する決め手にならないことは認めざるをえない。そこで、以下では、かりに第一の見方を前提とするならばここでの問題についてどのようなことがいえるかを検討する。いわゆる債権説に基礎をおく第一の見方は決してごく一部で主張されているものではないから、このように前提を仮定した検討も意味のないものではなからう。

2) 受託者による信託財産の処分行為の効力発生構造

ここで前提とする立場からは、〔例1〕のG T間の売買契約は元来有効（信託財産との関係でも有効）であり、この契約により甲の所有権は

TからGへと移転し、TがGに対して代金債権を取得することになる。そして、この代金債権は、信託財産となる。これは、Tに受託者としての「権限」がなくても同じことである。すなわち、Tは、当該信託において甲を処分する「権限」を与えられていなくても、処分の効力を（信託財産との関係でも）生じさせることが法的に「できる」。しかしながら、Tに「権限」がない場合には、その処分行為は、信託においては「してはならない」ことである。信託財産、ひいては受益者は、このような受託者の「してはならない」行為から守られてしかるべきである。この保護は、第一次的には信託内部の関係において図られるべきことであり、受託者Tの責任という形で図られるべきことである。ただ、これだけでは、甲が信託財産から流失することを止めることはできず、必ずしも十分な保護にならない。そこで、Tの契約相手Gに一定の主観的悪性が認められる場合には、信託財産の保護を信託外のGとの関係でも特別に認めることが適当であると考えられる。この特別の保護を実現する手段として信託法により用意されたのが信託法27条の受益者の取消権である、と解される。

このように理解する場合、受託者の地位にある者がした信託財産の処分の効力発生構造は、代理人であるとしてされた財産処分の効力発生構造と異なることになる。また、効力発生について行為者の「権限」がもつ意味も、信託の場合と代理の場合ではずいぶん違うことになる。

代理においては、代理人に権限、すなわち代理権がなければ、そもそも契約の効力が生じない。本人から相手方への所有権の移転も、本人の相手方に対する代金債権の取得も起こらない。代理権という「権限」は、対外的な法律関係の変動を生じさせることが「できる」ようにするものである。もっとも、代理においても、代理権を有する者が代理行為をすれば効力が常に認められるかといえば、そうとは限らない。代理権はあるけれども本人との内部関係上「してはならない」とされる行為は、代理権濫用として効力を否定されることがある。

このようにみれば、受託者の「権限」は、代理の場合でいえば代理権に相当するものではなく、代理人の本人との内部関係上の義務に相当す

ものであることがわかる。したがって、受託者の「権限」違反の対外的行為は、代理権濫用と同じ次元に位置づけられる問題ということになる。

(2) 受託者による財産の取得

もっとも、以上は、受託者の地位にある者による財産の処分についての分析にすぎない。つぎに、その者による他の行為、財産の取得行為と債務の負担行為についても同様のことがいえるのかをみる。

まずは、受託者の地位にあるTによるGからの財産の取得につき、〔例2〕にそくして考える。

この場合、Tに受託者として乙を取得する「権限」がないことは、GT間では何の意味も持たない。その「権限」がないとしても、Tは固有財産で取得することまで禁じられるものではないからである。また、Tに移転した乙が信託財産となるか、Tの固有財産となるかに、Gは利害関係をもたないからである。

これと違って、Tに受託者として乙を取得する「権限」がある場合において、Tが自己のために乙を取得したときには、それでも乙が信託財産として扱われることがある（信託法32条4項参照）。しかしながら、これも、すでにTの財産となった乙の信託との関係での性格づけ、つまり信託内部での問題であって、Gとの関係における財産の移転に関わるものではない。

したがって、ここでも、受託者の「権限」は、代理人の権限（代理権）とずいぶん異なることが分かる。代理の場合、行為者に代理権がなければ、売買による目的物の所有権移転がそもそも生じない。それに対し、受託者Tに受託者として目的物を取得する「権限」がなくても、売買により目的物の所有権はGからTへと移転する。受託者としての「権限」の有無は、対外的な法律関係には影響せず、取得された財産が信託財産になるかどうかという信託内部での問題に関係するだけである。

(3) 受託者による債務の負担

では、Tによる債務の負担についてはどうか。先の〔例2〕でいえば、G T間の売買によって代金債権・債務は生じるのか、その債権の引当てになる財産は何か、という問題である。

これについても、Tの受託者としての「権限」の有無に関わらず、GのTに対する代金債権、つまりTのGに対する代金債務が生じる。そのうえで、Tに受託者としての「権限」があるときは、この代金債務は信託財産責任負担債務になる。それに対し、Tに「権限」がない場合には、Gが契約締結の当時にTの信託財産のためにする意思を知っていたときにだけ、この代金債務は信託財産責任負担債務になる。

そうすると、Tの受託者としての「権限」の有無が効果を分け、Tに「権限」のないときは信託財産への効果帰属を信じたGが特に保護されるが、Tに「権限」がないことについてのGの主観的態様によってはこの特別の保護が否定されうる、とみることができそうである。そうであれば、債務の負担については代理の場合に類するということになる。

しかしながら、これと異なる見方も可能である。

まず、代理の場合と決定的に違うところがある。

代理の場合、行為者に代理権がなければ、そもそも相手方に代金債権は発生しない。それに対し、信託では、Tに信託財産のためにその契約をする「権限」がなくても、相手方GはTに対する代金債権を取得する。

そして、この場合に限らず一般的に、債権者は、債権を取得しても、債務者の有する財産のすべてがその債権の引当てになることを当然には期待できないと考えられる。他人に優先権のある財産は、債権の引当てにならないことがある。この点で、信託財産には法によって一定の独立性が認められており、その限りで、信託債権者に非常に強力な(他の債権者を排除する)優先権が与えられているとみることができる。かりにこの優先権の付与も法律関係の変動とみるのであれば、それは、信託財産についての処分の一種と考えられる。ここで、受託者には信託財産の無制限の処分権があるという考え方を前提にするならば、信託財産のために取引がされておれば、信託財産の責任が認められてよい、といえる

受託者の「権限」の意味と権限違反行為の効果

ことになる。信託法21条1項5号によれば、相手方が受託者の信託財産のためにする意思を知っていなければならないが、これは、相手方が表見法理によって特別に保護を受けるための信頼を基礎づける要件ではなく、取引が信託財産のための取引と法的に認められるための要件であると位置づけることができる。そのうえで、相手方の主観的態様次第で相手方との関係でも信託財産の保護を特に認めるのが信託法27条の受益者の取消権だ、というわけである。

3. 受託者の「権限」の意味 「権限」の義務的性格

ここまで述べてきたことを簡単にまとめるならば、次のとおりである。

受託者の「権限」は、一見、代理人の権限に類するかのようである。しかしながら、実際には、両者はずいぶん性格の異なったものである。

代理権は、行為者に、それがあって初めて対外的な法律関係の変動を生じさせることを「できる」ようにするものである。

これに対し、受託者の「権限」は、そうではない。行為者は、その「権限」がなくても、対外的な法律関係の変動を生じさせることが「できる」。

確かに、受託者の「権限」の有無によって、信託財産に変動が起こるかどうかが決まることもある。しかしながら、それは、受託者の財産の内部でのこと、信託との関係でのことにすぎない。受託者の「権限」は、その信託において何を「してよいか」、「してはならないか」を決めるものである。ただ、信託財産は、受託者の「してはならない」行為から保護されてしかるべきである。受託者の「権限」違反行為の場合に相手方の主観的態様次第で認められる受益者の取消権は、この信託財産の実効的保護を図るためのものと位置づけられる。⁽⁵⁾

Ⅲ 受託者の「権限の意味」がもつ意味

つぎに、受託者の「権限」の意味をこのように解することに実際上どのような意味があるのかを考える。具体的には次の二点である。一つ

は、信託法27条における相手方の主観的態様の証明責任の所在について、である。もう一つは、受託者の忠実義務や善管注意義務に反する行為の効力について、である。

1. 信託法27条における相手方の主観的要件の証明責任

まず、信託法27条による受益者の取消権の発生要件としての相手方の主観的態様の証明責任の所在について、である。

この証明責任は、信託法27条の規定ぶりからは、受益者にあると解するのが素直である。

もっとも、法制審議会信託法部会では、とくに受託者の権限違反の事実に関して、相手方に善意無重過失の証明責任があるとすべきである、との考えも示されたようである⁽⁶⁾。この考えについては、事柄への距離の違いに由来する証明の難易度を考慮する理由づけ⁽⁷⁾のほかに、権限外行為ならば効果不帰属が原則のはずであり、効果帰属を認めることはその例外として相手方を保護することになるから、例外的保護を受ける相手方のほうに証明責任があるとすべきはずだ、という理論的説明がされていた。

この説明は、受託者の「権限」を代理権と同様の性格のものであるとする理解を基礎にしている。これに対しては、同じく信託法部会において、支配人や代表取締役を例に挙げて、包括的な代理権の内部的制限からの第三者保護については証明責任は一般の場合と逆転している、という反論がされている⁽⁸⁾。この反論は、それ自体としてはもっともである。しかしながら、この反論も、受託者の「権限」を代理権と同質のもものとみて「無権限」の行為の相手方保護は例外であるとする点では、上記の見解と同じである。本稿において先に示した理解は、これらと異なる。受託者の「権限」は代理権と異なり対外的行為資格の問題ではなく、受託者の「権限」のない行為も効果帰属が原則である。これによると、受益者の取消権こそが例外的保護となる。したがって、相手方の悪意または重過失について受益者に証明責任があるのはむしろ当然である、ということができる。

受託者の「権限」の意味と権限違反行為の効果

2. 受託者の義務（とくに、忠実義務、善管注意義務）違反行為の効力
つぎに、受託者の忠実義務や善管注意義務に反する行為の効力について検討する。このうち、忠実義務に反する行為については、信託法31条に括りだされていない、信託法30条のみに該当する第三者との忠実義務違反行為の効力を検討する。第三者との取引であっても、信託法31条に該当する場合は、同条において取消しの規律が用意されている。そのため、ここでは、それに該当しない受託者の一般的忠実義務に反する契約と、重大な善管注意義務違反の契約の効力を問題とする。そして、そういった義務違反の契約も、受託者の「権限」の「内部義務的性格」からすると、効力が否定されることがあってよい旨を述べる。

（1）代理権と受託者の「権限」の比較 受託者の権限違反行為の性格

ここで、代理権と受託者の「権限」をもう一度比較すれば、次のようにいうことができる。

代理においては、行為者に権限（代理権）がなければ、契約の効力が生じない。この場合には、本人を保護するための特別の法理は不要である。反対に、代理権の存在を信じた相手方を保護するために特別の法理が必要となる。本人との関係では表見代理が、無権代理人との関係では民法117条の定める無権代理人の責任がこれにあたる。

それに対し、行為者に代理権があるならば、契約の効力が本人との間で生じる。ここでは、相手方を保護するための特別の法理は必要ない。反対に、代理権の範囲内ではあるけれども本人の利益を害するなどのために代理人がしてはならない行為であった場合については、本人を保護するための特別の法理が必要であると考えられる。代理権濫用の法理がこれにあたる。

信託においては、次のとおりである。

信託では、受託者に「権限」がなくても、契約の効力は生じる。そのため、相手方を保護するための特別の法理は必要ない。それに対し、受託者の「権限」のない行為は、信託財産との関係ではしてはならないも

のだから、それによって信託財産に不利益が生じるならば、信託財産を保護するための特別の法理が必要である。信託法27条による受益者への取消権の付与はその一つにあたる。

受託者が「権限」のある行為を信託のためにした場合も、契約の効力が生じる。ここでも、相手方を保護するための特別の法理は不要である。もっとも、ここにいう「権限」の範囲を代理権についてと同じように事項的な範囲として捉えるならば、受託者がしてよいとされている事柄に属する行為、つまり「権限」の客観的範囲に属する行為であっても、受託者の義務違反(信託事務処理上の義務違反)のために信託財産に不利益が生じることもある。この場合についても、信託財産を保護するための特別の法理が認められてもおかしくないはずである。

最後に述べた特別の法理が、ここで問題にしようとしているものである。

(2) 受託者の義務違反行為の扱い

1) 効力

以上の整理によれば、受託者の「権限」違反行為がすでに、代理の場合でいえば代理権濫用と同じ位置にあることが分かる。そして、受託者がしてよいとされる事柄に属するけれども義務に反する行為も、それらと同じ位置にある問題ということができる。そうであれば、そういった義務違反行為についても、「権限」違反行為と同じように効力が否定されることがあってよい、と考えられる。

たとえば、受託者が、信託行為で許された事柄に属する信託財産の売却を代金着服の意図をもってした場合や、許された事柄には属するが信託にとって明らかに必要のない取引をした、あるいは明らかに不利な内容の取引をした、というような場合である。

なお、前者の場合については、信託法31条1項4号の利益相反性を実質的に判断するのであれば、信託法31条による取消しが可能になる。このように解することに不都合があるとは考えないが、信託法31条1項4号の利益相反性は行為の外形から判断されるとするのがおそらく一般的

な理解であると思われることから、ここではそれを前提にしている。

また、この例で代金着服に焦点を当てれば、代金はもともと信託財産に属するはずであるから、その着服は信託法31条1項1号に該当し、無効となる。しかしながら、これは受託者と信託財産の間で問題になる効果である。それに対し、ここで述べようとしているのは、信託財産の利益のために契約の効力の否定が認められる場合があってよい、ということである。

2) 法律構成

では、その効力否定をどのような構成で認めるのが適当だろうか。

これについては、代理権濫用と同様の考え方で処理することもありうる。しかしながら、それは得策でない⁽⁹⁾と考える。効力否定のための相手方の主観的要件を、代理権濫用における一般的な考え方⁽⁹⁾に合わせるならば、相手方が義務違反を過失により知らないだけで効力否定が認められることになる。これでは、そもそも許されていない事柄に属する行為がされた場合とバランスを欠くことになり、問題がある。また、この問題を別にしても、契約当事者でない受益者が契約の効力を否定できるのか、とりわけ財産の取戻しをどのようにしてするのか、効力否定はいつまで許されるのかといった点など、総じて法的処理が不明確、不安定になるとと思われるからである。

そこで、この場合も、信託法27条による取消しを認めることがよいのではないかと考える。「信託の目的の達成のために必要な行為」かどうかを、客観的・抽象的に判断するのではなく、行為の実質も考慮しながら判断し、義務違反ゆえに行為の信託目的達成のための必要性が否定されることを認める、ということである。これはつまり、受託者の権限については、代理権のように事項単位でのみ有無を判断するのではなく、許された事項に属し、かつ、信託との関係で実質的に許容されるかどうかを判断するべきだ、ということである。

ところで、目的達成のための必要性によって行為の効力が左右されるということからは、法人の目的と法人のためにされた行為の効力の関係の問題が想起される。そして、法人のための行為については、目的達成

に必要かどうかは、行為の客観的性質にそくして抽象的に判断するとされて⁽¹⁰⁾いる。しかしながら、信託の目的の達成のための必要性は、これと異なつてよいと考えられる。

まず、法人の場合は、目的の範囲に属するかどうかによって権利能力が制限されるとするのが判例である。これによると、目的範囲外の行為は、効力がそもそも認められ⁽¹¹⁾ない。ここでは相手方の主観的態様のいかんは問われないから、相手方や取引安全の保護の点でも、法人の利益を実質的に考慮することには適当といえない面がある。これに対して、信託法26条にいう信託の目的は、それによって受託者の「権限」が画されるものの、それが実際に意味をもつのは、相手方に主観的悪性が認められるときである。とすれば、ここでは、相手方保護の観点から実質的な目的適合性の判断を避けるべき要請はあまり強くない、ということがができる。

また、法人の目的の範囲についても、非営利法人においては、当該行為の目的達成のための実質的必要性がある程度考慮されて⁽¹²⁾いる。これは、非営利法人について、法人の取引自由ないし取引機会の保障に比して法人財産の保護が重視された結果と思われる。この点に関して、信託について一般的にいえば、非営利法人についてと同じ考慮が妥当してよいのではないかと考えられる。

さらに、受託者の「権限」を画する基準になる「信託の目的」が何であるかは、もともと、あまり明らかではない。さまざまな考え方がありうるが、非常に素朴に、信託においては、「信託財産の利益を図る」、あるいは「受益者の利益を図る」ということが最も根本的な目的であり⁽¹³⁾、その実現のために、それぞれの信託においてさらに目的が具体化・個別化される、といえるのではないかとと思われる。そうであれば、信託財産や受益者の利益をないがしろにする行為は、この最も根本的な「信託の目的」に反し、受託者の「権限」に属しないことになる、とすることができる。

信託目的達成上の必要性につきこのように行為の実質を考慮することに対しては、とくに次の二つの批判が考えられる。一つは、このような

受託者の「権限」の意味と権限違反行為の効果

考え方では受託者の「権限」の範囲が不明確になり、相手方保護の点で問題を生じるのではないかと、という批判である。もう一つは、その結果として、法律関係の明確化を志向した法改正の意義が損なわれることになるのではないかと、という批判である。

しかしながら、まず後者については、次のように考える。

改正前の信託法のもとでも、受託者の内部義務違反行為についても一定の場合には行為の効果が否定されることが、一般的に（信託財産または受益者の利益を犠牲にして受託者や行為の相手方などの利益を図る忠実義務違反行為については一致して、善管注意義務違反行為については一部において有力に）説かれていた⁽¹⁴⁾。そして、信託法改正の過程で、この問題に関する従来の見解の実質が否定されたわけではないように思われる。ただ、改正前の規定では、信託財産との関係で問題をはらむ受託者の対外的行為をどのような枠組みで処理するのかが明確でなかったところ、これを明確化した、というのが改正の実相である。すなわち、受託者の一定の対外的行為を取消しの対象とし、この取消しの規律に受託者の債務についての信託財産の責任をリンクさせる。こういった処理の前提として受託者の「権限」概念を導入し、対外的行為の取消しの可否はもっぱらこの「権限」の有無を通して判断する。義務違反の有無は直接の基準としない。こういった問題処理の枠組みを明確に整備したことが、改正法の大きな意義であると考えられる。とすれば、義務違反であることをそのまま受託者の効力否定の根拠にするのではなく、「権限」の有無の判断要素とするのであれば、改正によって整備された問題処理の枠組みそのものを損なうことにはならず、法改正の意義を失わせるものではない、と思われる。

次に、信託目的達成上の必要性の判断において行為の実質を考慮することは、権限の範囲を不明確にし、相手方の地位を不安定にするのではないかと、という点についてである。

これについては、次のことを指摘することができる。

「信託の目的達成のための必要性」という基準は、信託が通常は単一または特定の事柄を実現するためのものではないために、もともと、信

託の内容を知ったうえでの解釈によってしか明らかにならない性格のものといわざるをえない。そのため、受託者の「権限」について相手方の主観的態様を問題とする信託法27条は、相手方をそのような解釈につきあわせることを前提にしている、ということになる。

また、目的達成上の必要性が受託者の「権限」を定める基準に採用されるにあたっては、それによって受託者の判断による事態にそくした柔軟な対応を信託財産のために可能にする、という考慮も働いたものと思われる。受託者のこういった対応によって信託財産はメリットを享受する立場にあるのに対し、受託者の契約相手にとっては、その対応の必要性について判断することは非常に難しいと言わざるをえない。

こういったことを考慮すれば、受託者に「権限がない」ことについての相手方の悪意や重過失は、そう容易に認定されるべきではないと思われる。相手方は、原則として、信託の内容も、当該行為がされるに至る背景も、知るよう求められるべきではない。また、それらを知った場合も、当該行為を受託者がしてはならないものと現に認識していた、あるいは認識しなかったとすれば目を閉ざしていたとしか思われぬような場合にしか咎められるべきではない、と思われる。受益者の取消権の要件となる相手方の主観的態様をこのように解するのであれば、「権限」の客観的範囲には属するけれども実質的に信託財産を害する行為、あるいは信託の利益に全くならない行為も権限のない行為であるとしたとしても、相手方が不当に害されることにはならないだろう。

IV 受託者の権限違反行為の効果にかかる若干の問題

最後に、権限違反行為の効果に関わる若干の問題に触れておく。具体的には、権限違反行為の取消しの方法についてと、転得者保護についてである。

1. 取消しの方法（取消し意思表示の相手方）

権限違反行為の取消しの方法について、信託法には特に定めがない。

そうなると、契約の取消し一般と同様に、民法123条が適用されることになりそうである。これによると、取消しは、「相手方に対する意思表示によってする」ことになる。ここで、無方式の意思表示による取消しとする点には、異論がないと思われる。問題は、取消しの意味表示の相手方は誰か、である。これは、受託者の契約相手が取消しの意味表示の相手方である、とするのが適当であると考えられる。

この点については、受益者は契約外の者であり、取消しの効果は契約の両当事者に及ぶことから、受託者とその契約相手の両者が取消しの相手方となる⁽¹⁵⁾とする考えがありうと思われる。

しかしながら、たとえば制限行為能力者のした契約についてその保護者が固有の取消権を行使する場合には、契約外の者による取消しとなるにもかかわらず、この取消しは契約相手に対する意思表示によるとされている（もっとも、ここでの保護者は制限行為能力者の側で契約締結に参与すべき者であるのに対し、信託の受益者は契約締結に全く参与しない点で、同様に語ることのできない面はある）。また、取消しの対象は信託財産のためにされた契約であり、受託者はこの契約に固有の法的利益を有しているとはいえない。取消しがされるような場合に、受託者がその可能性を知らないことはほとんどなかろうし、権限違反性をめぐる争いに受託者がおよそ加われないおそれもあまりなかろうと思われる。さらに、取消しの意味表示を受託者にもしななければならないとすると、契約相手にのみすればよいとする場合に比べて、若干とはいえ、取消しの手続が重くなる。これは、取消権の行使にも期間制限があることを考えれば（信託法27条4項参照）、適当とはいえないように思われる。

2. 転得者との関係

最後に、受託者の権限違反行為により信託財産が処分された場合における、処分の相手方からの転得者の保護の問題について、である。

この問題についても、信託法はとくに規定してしない。旧信託法31条が取消権について転得者との関係も考慮した規定となっていたのに対し、改正法がこれを規律しなかったという経緯からすれば、転得者保護

は取消しによる契約の無効における一般法理に従う、ということになりそうである。これによると、たとえば、目的物が動産の場合には、転得者の保護は民法192条の即時取得の成否にかかる。目的物が不動産の場合には、取消前の転得者は保護されず、取消後の転得者との関係は、判例によるならば民法177条の対抗問題、有力学説では民法94条2項類推適用による、となるはずである。

しかしながら、受託者の権限違反行為を代理権濫用と同質のものとみるならば、これと異なる処理が考えられる。

代理権濫用の場合に、判例は民法93条ただし書を類推適用している⁽¹⁶⁾。これを支持する学説では、支持の論拠として、民法94条2項類推適用により⁽¹⁷⁾転得者が善意であればその保護を図ることができ、取引安全に資することが挙げられている。代理権濫用における本人は被害者であって、心裡留保者と同様に扱う帰責性がないから、この場合に民法94条2項類推適用により善意の転得者が当然に保護されるとするのは、形式論理以外の何物でもないと思われる。しかしながら、ここでは、利益衡量として、善意の転得者保護が優先されていることは間違いない。また、代理権濫用についての判例を批判する学説の中では、主観的悪性の強い相手方等からの代理の効果の主張を信義則によって封じるとする見解が有力であるが、⁽¹⁹⁾これも、善意の転得者は保護されるとする点では民法93条ただし書類推適用を支持する見解と同じである。

受託者の権限違反行為を代理権濫用と同質のものとみる場合には、受託者の権限違反行為の取消しについてもこれと同様の処理が考えられてよいのではないか、と思われる。すなわち、信託法27条や31条による契約の取消しは善意の転得者に対抗することができない、とすることが考えられてよい⁽²⁰⁾ということである。

これに対して、取消後に現れた転得者については、取消しによる契約の無効における一般法理のとおりでよからうと思われる。受託者の権限違反を理由とする契約取消しの場合に、契約の取消後に転得者が現れた場合一般と異なる扱いをすべき特殊事情を、信託財産の側にも転得者の側にも見て取ることができないからである。

信託法27条や31条による取消しの場合に、取消前に現れた善意の転得者を保護することは、明文がないために実際上難しいことは否めない。また、そもそもこの問題が実際に生じることは、取消権の消滅時効期間が非常に短期であるため、そうなかろうとも思われる。そして、そのような短い間にされた取消しは厚く保護されてよいという考えも成り立ち、短い間に現われた転得者は保護に値しない者であることも多いであろう。こういった事情からすれば、取消前の転得者を特別に保護する必要はないともいえそうである。

しかしながら、そもそも、信託法27条4項において取消権の消滅時効期間がこれほど短いものとされた理由は、旧信託法33条が極端に短い権利行使期間を定めていたことが重視されたこと以外にないように思われる⁽²¹⁾。信託法27条4項はその実質に疑問の残る規定であるため、そこに定められた時効期間の短さに依拠した議論には実質的な理由が乏しいといわざるをえない。

- (1) 信託行為の定めにより委託者も取消権を有するとされることがある(信託法145条2項2号)。もっとも、以下ではこの点には触れない。
- (2) もっとも、信託法32条4項の問題となることはありうる。
- (3) この点は信託法上明らかというわけではなく、考え方がわかれうるところと思われる。

ただ、代金債務が信託財産責任負担債務になる場合には、これと対価関係にある売買目的物(乙)が信託財産になるとしなければ信託財産に負担のみを課すことになる。これは妥当とはいいがたい。そこで、この場合には、乙が信託財産となることを認めたとうえで、受益者は売買契約の取消しをすることができる(これにより、代金債務は信託財産責任負担債務でなかったことになり、乙は信託財産に帰属しなかったこととなる)とするのが適当であると解される。

これに対し、代金債務が信託財産責任負担債務にならない場合には、信託財産に権利のみ取得させる理由がない。

本文に述べたことは、以上の考慮に基づいている。

- (4) この点については、松尾弘「信託法理における債権者取消権制度の展開 詐害信託取消権と受益者取消権を中心に」米倉明編『信託法の新展

開』(2008年,商事法務)108頁以下を参照。

- (5) 権限が包括的である場合に、それが本来的には内部的義務としての性格をもつ例として、次の指摘が興味深い。すなわち、四宮和夫＝能見善久『民法総則〔第7版〕』(2005年,弘文堂)112頁は、平成18年改正前の民法43条(現在の民法34条)の定める法人の目的による制限を理事の代理権の制限としたうえで、次のように述べている。

「理事はいろいろな義務を負っているが、法人の目的を遂行し、社員の利益・法人の財産の維持を図ることも、受任者としての理事の「義務」である。したがって、理事が法人の目的外の行為をすることは、法人に対する義務の違反となる。しかし、義務違反の行為が対外的に当然に無効となるわけではない。たとえば、単なる「善管注意義務」違反の行為は法人に対する理事の損害賠償責任を生じさせるが、その行為が第三者との間の取引行為である場合に、理事の代理権を越えるものとして当然には無効にならない。しかし、目的外取引は義務違反の中でも重大であり、法人の財産に予想外の不利益をもたらす危険が大きいことを考慮して、民法43条は、この義務(目的遵守義務)を受任者としての「権限」の制限にまで高め、目的外取引の効果は法人に帰属しないとしたのである。43条は理事の目的外行為から法人の財産を守るための制限なのである。」

- (6) 法制審議会信託法部会第22回会議議事速記録49頁以下。
- (7) 信託事務の処理に関する情報は基本的に受託者が保有しており、受益者は十分な情報を有しないことが通常であるため、受託者の行為の相手方に証明責任を課すべきであるとされる(寺本昌広『逐条解説 信託法〔補訂版〕』(2008年,商事法務)108頁)。
- (8) このほか、受託者は受益者のために信託事務を処理する受益者の利益範囲にある者であること、受託者の権限外取引の受益者による取消しは当該取引の当事者でない第三者による取消しであることが、受益者に証明責任があるとすべき理由として挙げられている(寺本・前掲書108頁)。
- (9) たとえば、最判昭和38年9月5日民集17巻8号909頁は法人理事による代理権濫用につき、最判昭和42年4月20日民集21巻3号697頁は任意代理人による代理権濫用につき、最判平成4年12月10日民集46巻9号2727頁は親権者による代理権濫用につき、いずれも、相手方が濫用を知っていたか、過失によって知らなかったときは本人は代理行為の効果の引受けを免れるとしている。

受託者の「権限」の意味と権限違反行為の効果

- (10) たとえば、最判昭和27年2月15日民集6巻2号77頁、最判昭和30年11月29日民集9巻12号1886頁。
- (11) 最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁、最判平成8年3月19日民集50巻3号615頁。
- (12) ある行為が法人の目的の範囲に属するかどうかの判断基準について、判例は、外形的には非営利法人についても営利法人についてと同様であるとしている（最判昭和44年4月3日民集23巻4号737頁、最判昭和45年7月2日民集24巻7号731頁）。ただ、その判断基準を実際に適用するにあたっては、当該行為と目的事業との関連性の程度が実質的に考慮されることがある。たとえば、農協による員外貸付について、最判昭和33年9月18日民集12巻13号2027頁は貸付けが借主から農作物の販売委託を受けることを目指して行われた場合に目的範囲内としたのに対し、最判昭和41年4月26日民集20巻4号849頁が特にそのような事情の認められない場合に目的範囲外としたことは、その好例である。
- (13) たとえば、加毛明「民法と他領域(6)信託法」内田貴・大村敦志編『民法の争点』（2007年、有斐閣）18頁は、「信託とは、ある財産（信託財産）の移転などを受けた者（受託者）が一定の目的（信託目的）に従って当該財産の管理・処分などを行う制度である…。公益信託などを除けば、信託目的とは第三者（受益者）の利益を図ることである。」とする。また、道垣内弘人『信託法入門』（2007年、日本経済新聞社）51頁以下は、信託法2条1項にいう「一定の目的」（信託目的）は、「日常用語における『目的』とは少し違う」。…「『実現しよう、到達しようとして目指す事柄』ではなく、『受託者に何をさせるか』がポイントになる」。…「『受託者がどのような行動をとるべきか』が決定される基準のことを『信託目的』と呼ぶ」と、「その『目的』は、さまざまに設定することができ」、「その信託によって達成しようとしている事柄…に応じて、適切に定めればよい。」とする。「信託によって達成しようとしている事柄」の基礎は受益者の利益を図ることであり、したがって、信託目的が個別に具体化されていても、そもそも受益者の利益を図ろうとしない行為は信託目的に反するといつてよいと思われる。
- (14) たとえば、四宮和夫『信託法〔新版〕』（1989年、有斐閣）230頁以下は、忠実義務・自己執行義務・善管注意義務などは、「受託者にとって重要な義務であるから、原則として受託者の権限を制限することにもなる。」「善管義務にいちじるしく反する処分行為は『信託ノ本旨ニ反』する処分として取消（〔旧信託〕31条）の対象になると考えられ、これも

また権限を規定するということができる。」とする。なお、同書253頁以下も参照。

これに対し、能見善久『現代信託法』(2004年、有斐閣)150頁以下は、旧信託法「31条で『信託の本旨』とは、受託者の各種の義務のうち受託者の処分権限を画するものを意味する。受託者の処分権限を超えて信託財産を処分することが「信託の本旨」に反する処分なのである。」「善管注意義務違反となる処分行為であっても、当然には信託法31条の取消権の対象とはならない」。「信託財産の利益を犠牲にして相手方の利益を図る行為(相手方に有利な価格による取引)は、権限外の行為と考えるべきであろう」。「忠実義務違反の行為は信託違反行為の中でも重大であるから、取消権の対象となるのが適当である。」とする。

また、新井誠『信託法〔第2版〕』(2005年、有斐閣)238頁以下も、旧信託法31条の「信託ノ本旨ニ反スル」処分行為は、原則的に忠実義務違反に相当する処分行為と考えられ、この行為は信託内部の関係においては無効であるが、信託外部の関係においてはこれを一応有効とし、忠実義務違反状態の是正のための法的手段として受益者に取消権を付与したのが旧信託法31条である、とする。

(15) 旧信託法31条についてであるが、四宮・前掲書255頁。

(16) 注(8)に挙げた諸判決を参照。

(17) たとえば、幾代通『民法総則〔第2版〕』(1984年、青林書院)312頁。

東京地判平成7年1月26日判時1547号80頁は、転得者との関係で民法94条2項および110条が類推適用されるとしている(もっとも、転得者は善意無過失でなかったとして、結果的には転得者の保護を否定している)。

また、川井健『民法総則〔第3版〕』(2005年、有斐閣)218頁も、民法93条ただし書を類推適用する場合には民法94条2項が当然に類推適用されると認めるようである。

(18) 民法94条2項により保護される第三者(転得者)は条文の文言どおり善意であれば足りるのか、無重過失であることを要するのか、あるいは無過失であることを要するのかという議論があるが、ここでは立ち入らない。

(19) たとえば、四宮和夫『民法総則〔第4版〕』(1986年、弘文堂)241頁、川井・前掲書217頁。また、佐久間毅『代理取引の保護法理』(2001年、有斐閣)45頁も参照。

(20) なお、民法(債権法)改正の基本的方向性につき提案する民法(債権

受託者の「権限」の意味と権限違反行為の効果

法)改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』(2009年,商事法務)では,その48頁以下の提案【1.5.32】および【1.5.33】において,代理における利益相反取引および代理権濫用の場合について,本人はそれらの行為の自己への効果不帰属を原則として主張することができるとして,善意・無重過失の第三者に対してはその効果不帰属を主張することができないとすることが提案されている。

- (21) 受益者の取消権は恩惠的権利ではなく,また,受益者に取消権が認められる場合には受託者,その契約相手方のいずれも保護に値するものではない。

(京都大学大学院法学研究科教授)

